

## 大阪市長候補者選考要綱

この要綱は、令和5年実施予定の大阪市長選挙における我が党公認候補者の選考にあたり、党内（大阪維新の会及び日本維新の会大阪府総支部合同）選考手続きを定めるものである。

### 1 選考手続きの基本

- (1) 大阪維新の会規約第12条に基づき設置された「大阪市長候補者予備選挙準備委員会」を本要綱施行後「大阪市長候補者予備選挙実行委員会」（以下「当委員会」という。）に改め、当委員会が本選考手続き全般を管理執行する。
- (2) 本選考手続きの執行にあたっては、公職選挙法に抵触することがないよう細心の注意を払い、原則党内で完結させる。

### 2 選考手順

- ① 公募
- ② 第一次選考 応募者6名以上の場合5名に絞り込み
- ③ 第二次選考 選考委員会による絞り込み
- ④ 最終選考 党員等による投票
- ⑤ 候補者決定、発表

### 3 各手続きの詳細

#### ① 公募

- ・大阪維新の会HPにおいて公募
- ・応募書類は、他の選挙と同様の応募書類並びに本党特別党員でない者の応募である場合は加えて推薦人届出書及び推薦人承諾書とする。
- ・推薦人は、大阪維新の会所属の大阪市議会議員、大阪府議会議員又は国会議員から1名の推薦を得ることとする。  
なお、推薦人は複数の候補者の推薦人にはなれない。また、当委員会委員及び応募者は推薦人にはなれない。
- ・応募方法は他の選挙と同様とする。
- ・既に大阪維新の会又は日本維新の会から他の選挙で公認されている者の応募については、その公認は継続する。
- ・応募者については、その締め切り後氏名等を公表する。（党内及びマスコミに限る）
- ・応募者は、その応募の前後を問わず、当委員会が応募者の氏名等を公表するまでマスコミ等に発表してはならない。

#### ② 第一次選考

- ・応募者が6名以上の場合は、第一次選考を行い5名に絞り込む。応募者が5名以下の

場合は第一次選考を行わない。

- ・第一次選考は、当委員会委員及び応募者又は推薦人になった者以外から当委員会が委嘱した者5名の計10名により行う。
- ・選考方法は、応募者全員のプレゼンテーションを聴取し採点方式で決定する。

### ③ 第二次選考

- ・書類審査並びに面接及びプレゼンテーションにより、2～3名に絞り込む。応募者が3名以下の場合であっても第二次選考を実施し、党员等による投票に付すべき候補者が判断する。
- ・第二次選考は、応募者又は推薦人になった者以外から当委員会が委嘱した6名の委員による選考委員会が行う。
- ・選考方法は、委員全員の合議により決定する。

### ④ 党员等による投票

次の党员等による投票を実施し、当選人を決定する。

- ・大阪維新の会所属の特別党员
  - ・大阪府内在住の一般党员（令和4年9月15日時点で登録されている者）
  - ・オンライン会員設置要綱に基づき登録したオンライン会員
- その投票の詳細は「党员投票実施要領」に定める。

### ⑤ 候補者決定及び発表

大阪維新の会規約第13条第1項の規定により代表が決定し、公表する。

## 4 選挙運動

### (1) 党営選挙運動

- ・各候補者から提出された候補者政見を党员及び会員に提供するとともに、特設ページに掲載する。
- ・党员及び会員に対する討論会を大阪市内の衆議院小選挙区単位で1回行う。  
そのユーチューブ動画を特設ページに掲載する。

### (2) 候補者及び特別党员から一般党员への選挙運動は禁止する。

## 5 この要綱に反する行為を行った者は、厳しく対処、処分する。

## 6 施行

この要綱は、令和4年9月15日から施行する。